

# 横浜市民ギャラリーあざみ野 利用不許可事項 確認書

横浜市民ギャラリーあざみ野 指定管理者  
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

横浜市民ギャラリーあざみ野は、次の場合に利用ができません。利用申請にあたり、以下の不許可事項をご確認ください。なお、利用者が利用日の30日前までに利用の許可取り消しを申し出た場合、利用者の責めに帰することができない事由による場合を除き、利用料の返還はいたしません。

1. ギャラリーの利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しません。

(横浜市民ギャラリー条例 第8条第3項)

(1) ギャラリーの設置の目的に反するとき。

(設置目的：同条例第1条より“市民に美術文化の創造と普及の場を提供し、市民の福祉の増進及び文化の向上に寄与するため”)

(2) 公益を害するおそれがあるとき。

(3) ギャラリーを損傷するおそれがあるとき

(4) ギャラリーの管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が必要と認めたとき。

2. 1. (4) の「ギャラリーの管理上支障があるとき」とは、次のとおりです。

- ・芸術文化活動以外の目的でギャラリーを利用するとき。
- ・主として物品の販売若しくは宣伝、又はこれらに類することを目的として利用するとき。
- ・危険物等を使用する催物で、事故や負傷者が発生するおそれがあるとき。
- ・公の秩序を乱すおそれ、又は善良な風俗を乱すおそれがあると指定管理者が判断するとき。
- ・指定暴力団など暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれのある団体、又は反社会的な行動を助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- ・実質的な同一団体または個人が、同時期に同一室場の利用の抽選申込みをするとき。
- ・利用申請書等の記載事項に虚偽が認められるとき。
- ・ギャラリー利用の際の注意事項を過去に複数回に及んで無視し、改善されないとき。
- ・大音量や振動・異臭等、他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- ・消防法など、施設運営に係る関係法令に抵触するとき。
- ・施設、設備等の緊急的な点検、修繕を行なうとき。
- ・災害、感染症拡大、第三者の犯罪行為等の不可抗力により施設の利用提供が不可能になったとき。

上記の記載内容をお読みいただき、以下□にレ点をお願いします。

利用の不許可事項を確認しました。

\* 団体名・日付は手書きでご記入ください。

団体名 \_\_\_\_\_

記入日/確認者名 (      年      月      日 ) \_\_\_\_\_